

(公 印 省 略)

分 医 発 第 2 0 0 4 号

令 和 7 年 8 月 2 8 日

各 郡 市 等 医 師 会 担 当 理 事 殿

大 分 県 医 師 会

常 任 理 事 吉 賀 攝

医 薬 品 等 マ ス タ の 設 定 等 に か か る 点 検 報 告 に つ い て (対 応 依 頼)

今 般、厚 労 省 よ り 日 本 医 師 会 宛 等 に 標 記 事 務 連 絡 が 発 出 さ れ た 旨、別 紙 の と お り 連 絡 が 参 り ま し た の で、貴 会 会 員 へ の 周 知 方 よ ろ し く お 願 い 申 し 上 げ ま す。

日医発第 864 号（情シ）
令和 7 年 8 月 26 日

都道府県医師会 担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会
常任理事 長島 公之
（公印省略）

医薬品等マスタの設定等にかかる点検報告について（対応依頼）

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

電子処方箋において、日医発第 850 号（情シ）令和 7 年 8 月 21 日「ダミーコードに係る電子処方箋管理サービスの改修に伴う対応について」にて、電子処方箋を受ける薬局側のシステムで、医師の処方と異なる医薬品名が表示される事象の主な原因であったダミーコードについて、患者の健康被害を防ぐため、電子処方箋管理サービスにおいて登録ができない改修を令和 7 年 8 月 28 日に行う旨をお知らせいたしました。

上記改修により、ダミーコードに起因する事象は防げるものの、医療機関・薬局におけるハウスコードと、電子処方箋管理サービスで用いるコード（Y J コード、レセプト電算処理システム用コード、一般名コードをいう。）との設定を誤ってしまうことに起因する事象を防ぐためにも、医療機関・薬局において使用している医薬品マスタ・特定器材マスタ（以下「医薬品等マスタ」という。）が適切に設定されているか等の確認をいただくことは引き続き重要であり、その周知依頼が厚生労働省より本会宛にまいりました。

なお、日医発第 1625 号（情シ）令和 6 年 12 月 20 日「電子処方箋システム一斉点検の実施について（周知依頼）」にて、多くの医療機関が点検を実施いただき、厚生労働省へご報告いただいていることは日本医師会としても承知しております。

貴会におかれましても、本件についてご了知いただくと共に、貴会管下の郡市区等医師会ならびに会員への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以上

【医薬品等マスタの設定等にかかる厚生労働省への点検報告について（再周知）】

電子処方箋の運用にあたり、適切に医薬品等マスタの設定が行われているか等、安全に運用できる状態であるかについて、厚生労働省への点検報告が済んでいない場合は、以下に記載されている医療機関等向け総合ポータルサイトからの案内に沿ってシステムベンダーとも確認の上、報告をお願いいたします。

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0011894



（注1）既に点検報告済で電子処方箋の運用開始日を迎えている場合は、「医薬品等マスタ等の点検報告を完了した医療機関・薬局リスト」として厚生労働省ホームページに掲載されています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/denshishohousen_taioushisetsu_tanken00001.html

（注2）医療機関等向け総合ポータルサイトに掲載されているチェックリスト及び点検報告フォームは8月28日以降に内容の変更を行う予定です。

※既に点検報告を行った医療機関・薬局においては再度の報告は不要です。

【医薬品等マスタの設定の誤りを防ぐ運用について】

医薬品等マスタの設定等を確認し、報告を行った場合においても、医薬品等マスタの更新は定期的に行われることから、医療機関・薬局で医薬品等マスタの設定を行う場合においては、設定の誤りを防ぐ運用を引き続き実施してください。設定等の誤りを防ぐ運用とは以下の方法などを参考にしてください。

- ・設定ができる人を限定する、ダブルチェックを行うなど、誤って設定することのないよう、対策を医療機関・薬局内で定める。
- ・コードが適切に設定されているか等を定期的を確認する。

【点検報告に関する課題について】

現在、医薬品等マスタの設定等の点検報告ができていない医療機関・薬局においては、今後の改善につなげるため、以下のフォームから点検報告ができていない理由についてお聞かせください。

<https://forms.gle/FGyfvvW6jK54VE6n9>



【本件の問い合わせ先】

オンライン資格確認等コールセンター 0800-080-4583（通話無料）

月曜日～金曜日（祝日を除く）8：00～18：00

土曜日（祝日を除く）8：00～16：00

※電子カルテの具体的な操作方法等については、各電子カルテ事業者にお問い合わせください。

【別添資料】

- ・事務連絡：医薬品等マスタの設定等にかかる点検報告について（対応依頼）

事務連絡
令和7年8月22日

別記関係団体 御中

厚生労働省医薬局総務課

医薬品等マスタの設定等にかかる点検報告について（対応依頼）

今般、「ダミーコードに係る電子処方箋管理サービスの改修に伴う対応について」（令和7年8月21日付け医薬総発0821第1号）において、電子処方箋を受ける薬局側のシステムで、医師の処方と異なる医薬品名が表示される事象の主な原因であったダミーコードについて、患者の健康被害を防ぐため、令和7年8月28日に電子処方箋管理サービスにおいて登録ができない改修を行う旨をお知らせしたところです。

上記改修により、ダミーコードに起因する事象は防げるものの、医療機関・薬局におけるハウスコードと、電子処方箋管理サービスで用いるコード（YJコード、レセプト電算処理システム用コード、一般名コードをいう。）との設定を誤ってしまうことに起因する事象を防ぐためにも、医療機関・薬局において使用している医薬品マスタ・特定器材マスタ（以下「医薬品等マスタ」という。）が適切に設定されているか等の確認をいただくことは引き続き重要です。

つきましては、貴会会員又は管内の医療機関・薬局の皆様に対して、下記の内容について周知をしていただきますようお願いいたします。

記

1. 医薬品等マスタの設定等にかかる厚生労働省への点検報告について（再周知）

電子処方箋の運用にあたり、適切に医薬品等マスタの設定が行われているか等、安全に運用できる状態であるかについて、厚生労働省への点検報告が

済んでいない場合は、以下に記載されている医療機関等向け総合ポータルサイトからの案内に沿ってシステムベンダーとも確認の上、報告をお願いいたします。

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0011894



(注1) 既に点検報告済で電子処方箋の運用開始日を迎えている場合は、「医薬品等マスタ等の点検報告を完了した医療機関・薬局リスト」として厚生労働省ホームページに掲載しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/denshishohousen_taioushisetsu_tenken00001.html

(注2) 医療機関等向け総合ポータルサイトに掲載されているチェックリスト及び点検報告フォームは8月28日以降に内容の変更を行う予定です。
※ 既に点検報告を行った医療機関・薬局においては再度の報告は不要です。

2. 医薬品等マスタの設定の誤りを防ぐ運用について

1. において医薬品等マスタの設定等を確認し、報告を行った場合においても、医薬品等マスタの更新は定期的に行われることから、医療機関・薬局で医薬品等マスタの設定を行う場合においては、設定の誤りを防ぐ運用を引き続き実施してください。設定等の誤りを防ぐ運用とは以下の方法などを参考にしてください。

- 設定ができる人を限定したり、ダブルチェックを行ったりするなど、誤って設定することのないよう対策を医療機関・薬局内で定める。
- コードが適切に設定されているか等を定期的を確認する。

3. 点検報告に関する課題について

現在、医薬品等マスタの設定等の点検報告ができてない医療機関・薬局においては、今後の改善につなげるため、以下のフォームから点検報告ができていない理由についてお聞かせください。

<https://forms.gle/FGyfvvW6jK54VE6n9>



以上

(別記)

- 公益社団法人 日本医師会
- 公益社団法人 日本歯科医師会
- 公益社団法人 日本薬剤師会
- 一般社団法人 日本病院会
- 公益社団法人 全日本病院協会
- 公益社団法人 日本精神科病院協会
- 一般社団法人 日本医療法人協会
- 一般社団法人 日本社会医療法人協議会
- 公益社団法人 全国自治体病院協議会
- 一般社団法人 日本慢性期医療協会
- 一般社団法人 国立大学附属病院長会議
- 一般社団法人 日本私立医科大学協会
- 一般社団法人 全国公私病院連盟
- 社会福祉法人 恩賜財団済生会
- 一般社団法人 日本病院薬剤師会
- 一般社団法人 日本保険薬局協会
- 一般社団法人 日本チェーンドラッグストア協会
- 一般社団法人 日本薬局協励会
- 一般社団法人 保健医療福祉情報システム工業会

日本赤十字社

国家公務員共済組合連合会

全国厚生農業協同組合連合会

社会福祉法人 北海道社会事業協会

独立行政法人 国立病院機構

独立行政法人 労働者健康安全機構

独立行政法人 地域医療機能推進機構

国立研究開発法人 国立がん研究センター

国立研究開発法人 国立循環器病研究センター

国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター

国立研究開発法人 国立成育医療研究センター

国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター

国立健康危機管理研究機構

防衛省人事教育局衛生官

文部科学省高等教育局医学教育課